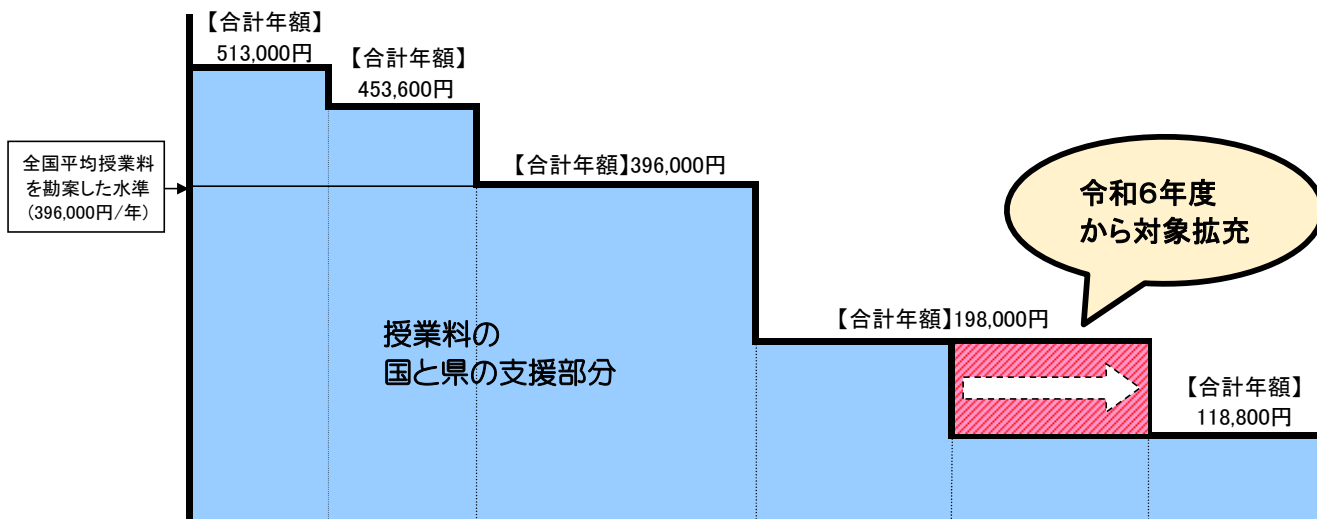


静岡県内の私立専修・各種学校に通学する生徒さんへ

令和6年4月から

授業料減免制度の支援対象が広がります！

●静岡県の私立専修学校(高等課程)及び各種学校に対する  
授業料減免の補助対象が、年収850万円未満世帯まで拡充されます。



概ねの年収目安 <sup>※1</sup>	0～270万円	270～350万円	350～700万円	700～820万円	820～850万円	850～910万円
※3 実際の判定方法	保護者等 <sup>※2</sup> の「(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除の額」により判定します。 <small>※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。                      ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、「((市町村民税の課税標準額-330,000円)×6%)－市町村民税の調整控除の額」となります。</small>					
基準額	0円～100円未満	100円～48,300円未満	48,300円～203,100円未満	203,100円～260,700円未満	260,700円～275,100円未満	275,100円～304,200円未満

※ 上記図は、静岡県独自の授業料減免制度と国の就学支援金制度を合わせた支援額になります。  
また、支援の対象となるのは、通学する高等学校の授業料額が上限額となります。

(注)

※1 世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の概ねの目安となります。

※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」「一人親世帯の場合は、「父又は母)」になります。

※3 実際の判定は、国の就学支援金の申請時にマイナンバーを提出することにより、自動的に判定されます。  
(ご自身で御確認したい場合は、各市町の税務担当課において、就学支援金の算出用の課税証明書等を取得することにより算出することができます。)

◎ 税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、各種の支援制度が受けられませんので、ご注意ください。

- 具体的な手続きについては、入学後、県から学校を通じてお知らせします。
- 概ね年収910万円以上の所得世帯については、就学支援金及び県授業料減免の支給はありません。